

夷地区観光拠点施設基本設計等業務委託 仕様書

1 総則

- (1) この仕様書は、夷地区観光拠点施設基本設計等業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。
- (2) 本業務の実施に当たっては、この仕様書、契約書および監督職員の指示に従うものとする。
- (3) 本業務の実施に当たっては、関連する法令等を遵守しなければならない。
- (4) 受注者は、本業務に関する全ての情報について、発注者の許可なく外部に漏らしたり、転用したりしてはならない。
- (5) 本業務の全部を一括して第三者に委任し、もしくは請け負わせることはできない。ただし、発注者と受注者の協議の上、本業務の履行についてより合理的かつ効果的と判断できる場合においては、本業務の一部を第三者に委任、または請け負わせることができる。
- (6) 本業務を実施する上で文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を明記するものとする。
- (7) 本業務の履行期間については、契約の日から令和8年3月31日（火）までとする。
- (8) 本業務の実施に当たって不明な点または疑義が生じた場合は、速やかに監督職員の指示を受けるものとする。
- (9) 本業務の履行期間について、以下の場合には履行期間を翌年度へ繰り越すことがある。
①業務において不測の事態が生じ、年度内での完了が困難と判断された場合
②繰越しに必要な地方自治法その他の関係法令に基づく予算繰越し手続きが完了している場合
上記に該当する場合、契約期間を延長し、業務契約期間を翌年度へ繰り越すものとする。
それに伴う具体的なスケジュールや履行条件は、発注者と受注者間で別途書面にて合意を形成するものとする。

2 業務の目的

「豊後高田昭和の町」から「長崎鼻」までの海岸線を走る国道213号沿線には、日本夕陽百選に選定された「真玉海岸」、縁結びの神様「粟嶋社」、約2700万本の「菜の花」や約160万本の「ひまわり」などが咲き誇りアート作品が演出する「花とアートの岬・長崎鼻」など、女性の嗜好にあった観光スポットが点在しており、これらの観光スポットを繋げ「女性、カップルが集まる新たな観光エリア」とすべく平成25年3月、恋が叶う道＝「恋叶（こいかな）ロード」（「恋人の聖地」に認定）と銘打ち、各種事業を展開している。

その「恋叶ロード」の終着点である「長崎鼻」のある「香々地地域」は、里山においても国指定の名勝に指定されている「中山仙境（夷谷）」などの景勝地が広がっており、観光地として高いポテンシャルを有しているものの、その魅力を十分に活かしきれていない。

「恋叶ロード」の終着点である「長崎鼻」から「夷」地区へ地域の魅力をさらに高め、香々地地域の里山における魅力的な観光スポット整備による活性化を図ることは、「恋叶ロード」の集客増に寄与するだけでなく、「海辺から里山へ」の送客が期待され、線から面的な広がりから市全体の観光浮揚と関係人口拡大による活性化が期待できる。

上記のことから、「香々地地域」の観光地の付加価値をさらに高め、その魅力をいっそう向上させるための事業を推進中である。

本委託業務では、「香々地地域」で古来から観光地である夷地区の観光拠点化を図るため、当地域における観光拠点施設の整備、及び周辺道路の活用方法、周辺地域地質調査など、誘客促進に資する基本設計等の策定を目的とする。

3 業務の内容

本業務の内容は、次のとおりとする。

香々地夷地区（以下、「整備予定箇所」という。）における観光拠点施設基本設計及び道路概略設計、地質調査を行うもの。

※整備予定箇所については、参考資料1及び参考資料2を参照すること。

※中山仙境（夷谷）の詳細については、参考資料3「中山仙境（夷谷）名勝調査報告書」を参照すること。

（1）観光拠点施設「ビジャーセンター」の基本設計業務

①観光客を受け入れる「ビジャーセンター」整備にかかる基本設計

②整備予定位置は、参考資料1を参照すること。

③管理運営、案内、展示、体験、休憩、避難等が出来る施設とすること。

④規模

（地上1階建て、RC構造又は木造、延べ面積約600m²、収容予定人員200名程度、小規模なレストラン、トイレ、駐車場500台、移動用カート基地30台分）

※移動用カートは、ビジャーセンターから展望施設までの移動で使用。

ゴルフカートのようなものを想定。

※「ビジャーセンター」は、なるべく安価な建物を想定している。

（2）観光拠点施設「展望施設」の基本設計業務

①中山仙境等を一望できる「展望施設」整備に係る基本設計

②整備予定位置は、参考資料1を参照すること。

③展望デッキでのイベント開催が出来る施設とすること。

④規模

（地上1階建て、RC構造又は木造、延べ面積約500m²、収容予定人員500名程度、小規模なレストラン、トイレ、展望デッキ）

※展望デッキについて

・屋内施設から屋外の展望デッキまで一体的な施設を想定している。

・建物の3割は崖からせり出した舞台のような展望施設を想定している。

・山の斜面にせり出す部分が半高床式の建築となることを想定している。

（3）「接続道路及び遊歩道」整備に係る道路概略設計業務

①林業専用道城成線と「展望施設」をつなぐ「接続道路」及び「遊歩道」整備にかかる道路の概略設計

②整備予定位置は、参考資料1を参照すること。

③平面図、縦断図、横断図、標準横断図、構造図等を作成する

(4) 「地質調査」の実施

- ①当該整備予定箇所の地質構造を把握するため地質調査を行う。
- ②調査箇所：ビジターセンター（1か所）、接続道路（2か所）、展望施設（1か所）

(5) その他

- ①施設内容には、夷地区の立地を活かした、より誘客効果が期待される魅力を付加する独自の提案を盛り込むこと。
- ②「ビジターセンター」から「展望所」までは、カート及び遊歩道での移動を想定している。
- ③その他法令及び条例に準拠した施設内容とすること。
- ④夷地区観光拠点施設基本設計等の策定にあたり、地元・関係者の意見を聴取、調査した上で実施すること。

(6) 「ビジターセンター」を活用した誘客促進施策の構想（誘客イベント等の仕掛けづくり）を示すこと。

「ビジターセンター」と周辺観光資源との連携による誘客促進施策も可。

(7) 「ビジターセンター」「展望施設」それぞれの概算事業費（実施設計費を含む）を示すこと。

(8) 成果品のとりまとめ

上記（1）～（4）策定に伴い、下記のとおりとりまとめる。

- ①「夷地区観光拠点施設基本設計」（A4版）
- ②「夷地区観光拠点施設のイメージ図（完成予想パース）」（任意様式）
- ③「レイアウト図（平面図）」（任意様式）
- ④道路概略設計（A4版）
- ⑤地質調査（A4版）
- ⑥「調査データ集」（A4版）
- ⑦「その他参考資料」（A4版）

※納品期限：令和8年3月31日（火）

4 委託上限額

20,000,000円

上記金額（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内とする。

5 成果品

成果品の提出部数は、次のとおりとする。

なお、電子媒体は、Microsoft office形式を基本とし、CD-RまたはDVD-Rに書き込みの上、提出すること。

最終提出期限：令和8年3月31日（火）

成 果 品	形 式	提出部数
①夷地区観光拠点施設基本設計（A4版）	電子媒体	1部
	製本（全体）	5部
②夷地区観光拠点施設のイメージ図 （完成予想パース）（任意様式）	電子媒体	1部
	製本	5部
③レイアウト図（平面図）（任意様式）	製本	5部
④道路概略設計（A4版）	電子媒体	1部
	製本	5部
⑤地質調査（A4版）	電子媒体	1部
	製本	5部
⑥「調査データ集」（A4版）	電子媒体	1部
	製本	5部
⑦「その他参考資料」（A4版）	電子媒体	1部
	製本	1部

6 提出書類

本業務の着手および完了に当たって、発注者の契約約款に定めるもののほか、下記の書類を提出しなければならない。

（1）着手届（2）工程表（3）完了届（4）納品書（5）請求書

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度承認を受けなければならない。

7 打ち合わせ

受注者は、常に発注者と緊密な連絡をとり、適宜、十分な打ち合わせを行うとともに、作業の途中において報告を求められたときは、直ちに報告を行わなければならない。

また、協議時の打ち合わせ議事録は、必ず作成するものとする。

8 関係官公庁等との協議

受注者は、関係官公庁等との協議を必要とするとき、または協議を受けたときは、誠意を持ってこれに当たり、その内容を遅滞なく発注者に報告しなければならない。

9 費用の負担

本業務の執行等に伴う必要な費用は、本仕様書に明記のないものであっても、原則として受注者の負担とする。

10 業務の補償

業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこととし、明らかな瑕疵で市に損害を与えた場合は、その損害額を補償しなければならない。

11 業務カルテの作成、登録

受注者は、受注時又は変更時において、業務委託料が100万円以上の業務について、業務実績情報システム（テクリス）に基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「登録のためのお願い」を作成し、受注時は契約締結後15日（休日等を除く）以内に、登録内容の変更時は変更があった日から15日（休日等を除く）以内に、完了時は業務完了後15日（休日等を除く）以内に、書面により担当職員の確認を受けたうえで登録機関に登録申請しなければならない。

また、登録機関に登録後、テクリスより「登録内容確認書」をダウンロードし、直ちに担当職員に提出しなければならない。

なお、変更時と完了後の間が15日間（休日等を除く）に満たない場合は、変更時の提出を省略することができるものとする。

12 成果品の審査

- (1) 受注者は、業務完了前に発注者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 成果品審査において、訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務完了後において、明らかに受注者の責に伴う業務の瑕疵が発見された場合、受注者は、直ちに当該業務の修正を行わなければならない。

13 引渡し

成果品審査に合格後、本仕様書に指定された成果品一式を納品し、発注者の検査をもって、業務完了とする。

14 不当要求行為の排除対策

受注者は、この契約の履行に当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 暴力団等から不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに市に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- (3) この契約について下請業者または再委託業者がある場合においては、当該業者が暴力団等から不当要求行為を受け、または不当要求行為による被害を受けた場合は、受注者に報告するよう当該業者を指導し、その報告を受けたときは、市に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

15 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、または本仕様書に定めない事項については、発注者と受注者の協議の上、これを定める。